

組合 Q & A

協同組合連合会への他の法律に基づく協同組合の加入について

Q II 協同組合連合会に加入することができるとなっている中協法以外の法律に基づく協同組合にどのようなものがあるのか。

【A】 1. 協同組合連合会の会員たる資格を有する者については、中協法第8条第5項で、連合会の地区と全く同一であるか又はその区域内の一部のみを地区として、①中協法に基づいて設立された組合（企業組合を除く）及び連合会並びに②他の法律に基づいて設立された協同組合とされ、定款に組合の種類を具体的に規定しておくことが必要である。

つまりは、①は事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会を指し、②はその名称中に「協同組合」という文字を使用すると否とを問わず、凡そ中小規模の事業者等構成員の相互扶助を目的とし、協同組合精神に基づき設立された組合及び連合会を指すもので、塩業組合、森林組合、消費生活協同組合、農業協同組合及びそ

これらの連合会がある。

一方、中団法に基づく協業組合、商工組合や、酒税の保全及び酒類組合等に関する法律に基づく酒造組合、酒販組合等は、協同組合と本質的に性格を異にしており、協同組合ではないから会員資格に含めることはできない。

また、商店街振興組合についても、中小規模の事業者のみが加入できることとなっていないので、加入資格はないものと解される。

なお、水産業協同組合法に基づく漁業生産組合及び森林組合法に基づく森林生産組合は、企業組合とほとんど同様の性格を有する組合であり、企業組合については会社等と同様にそれ自体が一個の企業体であり、事業協同組合のように事業者の結合体ではないことから連合会の直接加入を認めていない趣旨からすれば、これらの組合も同様に連合会への直接加入を認めるべきではないと解する。

2. 中協法に基づく協同組合連合会には、その行なう事業の種類により、次の3つの種類に区分される。

(1) 火災共済協同組合連合会、再共済事業を行うために火災共済協同組合で組織する連合体であり、中

協法第26条の2の規定により、火災共済協同組合以外の前掲各種組合には会員資格を与えることができない。また、この連合会は全国を通じて1つしか設立できない。

(2) 信用協同組合連合会、連合会自体の事業として信用事業のみを行う連合会である。法律解釈上では信用協同組合で組織する連合会という意味ではないので、信用協同組合以外の組合も、連合会の定款の加入資格として規定されていれば加入することができる。

(3) (1) 及び (2) 以外の協同組合連合会：連合会の事業として再共済事業、信用事業以外の一般の経済事業又は非経済事業あるいはその両事業を行う連合会であり、事業協同組合で組織する連合会という意味ではないので、連合会の定款の会員資格として規定されていれば、事業協同組合以外の前掲各種組合も加入することができる。

なお、上記2の(2)及び(3)の連合会の加入資格で「前掲各種組合」とは、答1で説明した中協法の趣旨に添わない組合まで含める意味ではないので念のため申し添える。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】総会の可決要件である「出席者の議決権の過半数」は定款で決めれば、引き上げることができる。

【第2問】総代制は、組合員数200人超の組合（企業組合を除く）に認められている。

【第3問】組合は、総会において直接、代表理事を選出することができる。

《解答》【第1問】×（理事会については、定足数・可決要件定款・規約で引き上げることができる。が、総会についてはこうした定款自治は認められていない。）【第2問】○【第3問】×（代表理事は、理事会で選定することになっていて、総会で選ぶことは許されない。理事には、理事個人としての責任と合わせて理事会メンバーとして、代表理事の業務執行を監視する責任もある。この間指摘役割を果たした結果の対応として、理事会には代表理事の解任権が与えられている。理事会で解任できるということは、選定も理事会でなければならぬということである。）